

伊勢崎市華蔵寺公園運動施設利用団体登録制度

登録制度の概要

この利用団体登録制度は、スポーツ活動の健全な発展を推進するため、華蔵寺公園運動施設(庭球場・市民体育館・第二市民体育館)の一般使用の事前予約申し込みを利用する全ての団体の皆さんに登録していただく制度です。これにより利用者交流の促進や華蔵寺公園運動施設のより良い運営の向上を目指します。

1) 登録の基準

- ①最低5人以上の会員で構成されていること。
- ②会員の市内又は市外在住者数によって、使用料の料金とする。

(スポーツ施設条例第9条)

例 会員の半数以上が市外在住者であれば、市外の使用料

- ③組織体制が整備されていること。(代表者・会員名簿・活動計画等)

2) 登録申請

登録を行う団体は、以下の書類を提出すること。

- ①利用団体シート
- ②名簿
- ③会則又は規約・収支報告書等(会則等のない団体については、別途協議)

3) 登録期間等

一年更新とする。(更新時に新名簿と収支報告書等の提出)

4) 登録情報の取扱い

この団体登録制度にて収集した個人情報には以下の目的以外には使用しません。

- ①「伊勢崎市スポーツ施設」の管理運営のため
 - ②華蔵寺公園運動施設からの各種案内
 - ③利用団体案内(活動内容・代表者連絡先)
- ③は、団体情報の公開欄で公開を希望すると記入した団体のみです。
※団体名と代表者氏名は、原則公開とする。

5) 登録情報の変更・削除

登録事項に変更が生じた場合は、速やかに「利用団体シート」等を提出すること。

平成 年 月 日

伊勢崎市華蔵寺公園管理事務所 電話 0270-23-7015